

提案基準⑩ ゴルフ練習場

市街化調整区域内に開放しのゴルフ練習場を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。
基準の内容
1 開発区域の位置、規模等が、自然環境の保全及び本市における土地利用等からみて支障とならないものであること。
2 開発区域の規模は、概ね1ヘクタール以上とし、長さ（打席からの飛距離）150メートル程度を標準とする。ただし、周辺の状況によりやむを得ないと認められるものについてはこの限りでない。
3 開発区域は住宅等の密集している地域等になく、かつこれらの地域に影響のないよう適当な距離が確保されており、当該施設について危険防止の措置を講じたものであること。
4 周辺道路等の施設に支障がないよう適当な駐車場を設置することとし、全打席の1.1倍以上の駐車台数を開発区域内に確保すること。
5 開発区域内のクラブハウス等の建築物（以下、クラブハウス等という。）は、当該施設の利用上必要と認められる建築物であること。
6 クラブハウス等の建築面積の総計は、開発区域の面積の2パーセント以内とし、延べ面積の総計は、開発区域の面積の4パーセント以内とする。
7 クラブハウス等及び打席（建築物に限る。）の最高高さは、地盤面から10メートル以内とすること。
8 開発区域においては、適正な土地利用の調整に関する条例第30条第7号の規定に基づいた植栽等緑化計画が適切になされているものであり、開発区域内に山林等自然緑地が含まれている場合には、これらの保全を図るよう設計されているものであること。
9 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の解釈・運用

- (1) クラブハウス等とは、当該施設の利用増進上及び管理上必要とする室を有する建築物をいい、打席部分の建築物は除く。
- (2) 基準2の「長さ（打席からの飛距離）150メートル程度を標準とする」とは、各打席から直角方向への飛距離が150メートル以上確保されていること。
- (3) 当該敷地への取付け道路については、施設の規模、交通事情等を勘案し車両等の通行上支障ないものであること。
- (4) 本基準は、本提案基準により建築した建築物の増築及び建替え（建築許可不要の改築も含む。）の際にも適用するものとする。